

第27回調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 議事要旨

日時：2020年1月21日（水）15:00～17:00

場所：電力広域的運営推進機関 会議室 A・会議室 B

出席者：

大山 力 主査（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）

辻 隆男 主査代理（横浜国立大学大学院 工学研究院 准教授）

加藤 浩二 委員（東京電力パワーグリッド(株) 系統運用部 広域給電グループマネージャー）

園田 光寛 委員（中部電力(株) 電力ネットワークカンパニー 系統運用部 給電計画グループ 課長）

高垣 恵孝 委員（関西電力(株) 送配電カンパニー 系統運用部 給電計画グループ チーフマネージャー）

オブザーバー：

平田 卓也 氏（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室 室長補佐）

鈴木 太一 氏（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課 課長補佐）

佐久間 康洋 氏（経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課 課長補佐）

配布資料

（資料1）議事次第

（資料2）一次調整力の市場開始時期について

（資料3）三次調整力①の事前審査およびアセスメント等に関する検討の方向性について

（資料4）複数商品のアセスメントに係る課題について_一般送配電事業者10社提供資料

議題1：一次調整力の市場開始時期について

・事務局より資料2について、説明を行った後、議論を行った。

〔主な議論〕

（辻主査代理）電源 I-a の要件等の問題と容量市場の開始手続きを考慮すると、事務局の提案は非常に必然な話であると考えているが、ご意見があればお願いします。

→（事務局）電源 I-b を切り出せるという議論をした際に、電源 I-b が三次①と同じ能力であるならば切り出しができる、それならば一次も電源 I-a から切り出しができるのではないかというご指摘があり、確かにその当時はそのように考えていた。しかし、必要供給予備力、つまり kW 価値の観点があるということはその時は考慮できておらず、その時に十分検討できていれば、一次の市場開設の早期開始を事業者へ期待させたり、今回のように改めて議論したりする必要がなかったと考える。その時にもう少し詳細を詰めておけばよかったと反省している。

→（辻主査代理）資料にもある通り、技術的な課題については多くあるということであるが、また事務局で引き続き審議いただくということとしたい。

議題 2：三次調整力①の事前審査およびアセスメント等に関する検討の方向性について

- ・事務局より資料 3 について、説明を行った後、議論を行った。

[主な議論]

- (オブザーバー) 本日は考え方を整理したということで、本質的な指摘ではないが、三次①は監視間隔が 30 分以下となるので計測器自身のスペックの話も含めての整理が必要ではないか。つまり、電力量計ではなく電力計を使用するなど、応動確認に使う計測器をどうするのかという整理もあわせて必要と考える。
- (事務局) その点については、三次②の事前審査について議論した際にも同様の議論をしており、結果として国から見解をいただき、応動評価に使用する計量器は計量法に基づくものでなくともよい、電力量の精算は計量法に基づく特定計量器である必要がある、ということを整理いただいた。ただし、その応動評価の計量器は何でも良いということではなく、取引規程の中でこういった基準を満たすものというものを一般送配電事業者で定めていただいた。三次①や一次になったときにより精度の高いものを求めるかどうか、という議論はあるものの、この詳細については一般送配電事業者でご検討いただければと考えている。
- (一般送配電メンバー) 私も基本的には事務局の方針に賛成であり、三次①からは供給力型ではなく調整力型であり、やはり指令には追従していただく必要があると考えている。43 ページに記載されている基準値について、一般送配電事業者としては、過去統計型というのは、いつ指令を出したのかということや、場合によっては補正することや、指令を出していない日を選択するといった処理が必要になることを踏まえると、より対応が煩雑になると想定される。しかも場合によっては、長期間にわたり約定しているとなると、1 年前のデータを使用して良いのか、補正する方が良いのか、ということまで考慮する必要があるため、調整力型の基準値には過去統計型は向かないのではないかと考える。電源 I' のように、稀にしか発動せず、一般送配電事業者も発動した日時を把握できているようなものについては、high 4 of 5 のように過去統計型に対応することも可能であるが、調整力に関しては、過去統計型は特に向かないと考える。
- (事務局) 考え方で示させていただいている通り、指令時点の実際の需要からどれだけ変化できたのかを評価することを考えると、過去統計型のように先週からの需要からどれだけ変化した、というのは今の需給状況に貢献しているかどうかかわからないので、過去統計型というのは調整力の評価に向かないのではないかと考える。
- (辻主査代理) 私の理解のためにも確認させていただきたい。基準値の算出方法のところ、例えばフランスなどでは応動の速い調整力については移動平均からの差分で評価するという記載があった。一方、三次相当のもう少し緩やかに応動する調整力の場合のアセスメントを考えると、現在の整理では応動の移動平均をとらずに瞬時瞬時の値に対して、それがあがる範囲の中に収まっているかどうかを確認するものと認識している。しかし、三次相当の商品は緩やかに応動する調整力だとすると、例えば、特に DR などはリソースによっては比較的細かく振れてしまう部分もあることを踏まえると、こうしたリソースについては移動平均をとる、という考え方もあるのではないかと考える。細かい変動はあってもその許容範囲から逸脱していない

こととするために、緑や黄のアローワンスがあるのかもしれないが、その辺りはどう考えればよいのか教えていただきたい。

- (事務局) フランスは、例えば三次に供出しながら一次にも供出するといったリソースがあるようで、まず一次の場合、需要実績データを10秒単位で収集し、まずそれを移動平均した結果を需要実績から差し引き、これを一次として動いた分として特定する。次に二次として応動した部分を算出し、それを需要実績から差し引いた部分を二次として特定する。これらを除いた実績と、資料に記載している基準値を比較して、それが三次として応動した部分として評価をしている。
- (辻主査代理) 三次だけを対象に考えたとき、二次に相当するような周期の動きは差し引くのかそれとも差し引かないのかお聞きしたい。
- (事務局) まず三次①しか供出していない電源等であれば、一次は兼ねていないので、提出いただいたその瞬時データをもとに、アセスメントをするしかないのではないかと。もしその電源等が一次を兼ねているということであれば、一次として貢献した部分を差し引かないといけないため、移動平均によりフィルタをかけて一次として応動した部分を抜き出す。それが周波数の変動と合致しているかどうかで一次をペナルティの対象とするかどうかという問題もあるが、いずれにせよこのように一次の部分を抜き出さないと、三次①の部分の評価ができないということになる。また、それぞれの商品に対して複数の基準値を設けることとした場合、基準値の管理が煩雑になることが想定されるため、一次、二次のような速い調整力について移動平均によりフィルタをかけて評価することは一つの合理的な考え方ではないか。これについては少し先の課題ではある。
- (辻主査代理) 発電機の場合は、ある程度指令値に合わせにいくと考えられるが、DRなどで、どうしても細かく変動してしまうようなリソースの場合は、どのように指令値に合わせにいくのか疑問に感じた。
- (一般送配電メンバー)、一回大きく外れるような変動はあるものの、他の時間はあまり変化することがないため、長時間の移動平均で見ればある一定の幅に収まっている、といったような制御でよいかと言うと、一般送配電事業者としてはやはりアローワンスの幅の中に全点収めていただきたいと考えている。一回だけでも大きく外れるという変動はやめていただきたいということである。
- (事務局) もしそのようなリソースで三次に参入したいといった場合に、アグリゲータはおそらく、その需要がどう動いているのかつづきにチェックしながら、応動し過ぎたから少し出力を減らそうとする等、そういう出力調整をしながら制御していると考えられる。その場合においても細かな変動が見えているという同じ問題がアグリゲータの中でも起きているはずであり、この細かな変動を踏まえた制御を行った結果の実績が欲しいということであるため、そういうことから、DRの場合もそれほど大きく外れるような制御結果とならないのではないかと考える。
- (事務局) アセスメントをどういうメッシュで計測するのかということなのではないか。その範囲で平均をとることになるのではないかと。

- (事務局) データ計測間隔が1分であれば1分平均値となるが、過去のデータに遡れば遡るほど平均値は、需要が上がり傾向であれば時間遅れが発生することになる。それを踏まえて事業者が判断して制御することとなる。
- (一般送配電メンバー) これから三次①の計測周期が決められるものと考えているが、30秒や1分、5分というデータ計測間隔のオーダーで、それを更に移動平均する場合、一回のずれが相当大きく許容される可能性はあるので、移動平均よりは1分単位程度の計測間隔があるのであれば、瞬時瞬時の値で評価し、アローワンスの幅を設ける方が安全ではないか。
- (事務局) 10分移動平均となると、大まかに5分程度の時間遅れが発生することになる。
- (一般送配電メンバー) そうすれば、その変動した分、LFCやGFを活用せざるを得ないのではないか。
- (事務局) 先程、移動平均で基準値を作成するという事例があると申し上げたが、なぜ海外においてこうした処理ができるのかというと、その瞬間瞬間で過去の移動平均を取得しているのではなく、連続的な需要実績をもって、つまり、その瞬間の前後のデータを移動平均することを事後的に行って算出しているため、時間遅れを補正した移動平均を作る、というやり方ができているからである。
- (辻主査代理) 海外調査に関して、いくつか不明と記載された箇所があるが、さらに調査する予定はあるのか。
- (事務局) 多くの方にご協力いただきながら調査したのだが、現時点では解明することができなかった点である。引き続き努力はしているところであり、少しずつ把握してきているが、やはりマニュアル等のまとまったドキュメントがホームページに整理して掲載している国、商品と、公開されていない国、商品等、があり公開レベルは様々である。公開されていない国、商品はまだ少し流動的なルールであるといった事情があるのかもしれないし理由は定かではない。恣意的にある国を調査から外したのではない、ということを示したいこともあり不明であっても記載した。
- (オブザーバー) 一般送配電事業者への質問で、43ページに、直前計測型が良いのではないかと提案があるが、事前予測型にすると、今のシステムが取り扱うデータ量が増えてしまうことにより、何かシステム等の改修が必要になるといった懸念もあるのか。
- (一般送配電メンバー) 事前予測を何点プロットするのかについては、次回以降議論することになるかと考えるが、改修が必要になるかはその点数次第である。ただ、その点数が少ないと、応動実績を把握する点も少なくなるため、評価するためには好ましくないと考える。ある程度の数があれば事前予測も可能と考えるが、その場合には、例えば3時間が1ブロックで1分周期だとすると、3時間×60点で180点分を事業者が予測して、提出してもらわなければならない。計測周期が1分だとすると180点くらいであれば一般送配電事業者がデータを受け取った上で評価することは可能であると考えているが、これが1秒値となると受け渡しのデータ量が多くなる。どの程度の周期のデータを受け渡しするかを検討していけば、事前予測型もできないことはないと思う。ただ、先ほども申し上げた通り、この点数を少なくすれば応動確認も鈍くなるので、その折り合いでどのあたりの周期を選ぶかというところが上手く検討すれば、データの受け渡しはできないことはないと思う。

- (事務局) 直前計測型と事前予測型の 2 つから選択可能とできるようにすると、そのシステム構築の費用が多くかかるなどの問題はないのか。
- (一般送配電メンバー) システムを設計してみないと何とも言えないが、最初の時点である程度正確に仕様を詰めることができれば、そう大きな差が出るものではないと考える。
- (事務局) 将来的に見てみると、一次、二次、三次といろいろな商品があり、それぞれに対して事前予測を行っていくと、もはや現実的にアグリゲータは制御できるのか、という懸念がある。どこかで直前計測型で、今からどれだけ変化できるかを評価する、という処理にしていかないと、複数商品をアセスメントする、ということができなくなるのではないかと。
- (一般送配電メンバー) 二次①のように応動が速くなると、データ受け渡しが厳しくなってくる。三次①なら何とか対応できるかもしれないが、それでも段々複雑になると考える。
- (オブザーバー) 二次は簡易指令システム経由でできるのか、私自身も未だによく理解できていないので、そこには大きな差があるのかもしれない。三次①と二次の間に大きな差があるのではないかと考えており、そうすると三次①で、3 時間×60 点の 180 点の事前予測型も選択できるようにしておいた方がよいのではないかと。二次になると専用線で事前予測型では難しいということになるのではないかと、今の時点ではそのように考えている。

(辻主査代理) 海外で、中間点が採用されている例があるということで貴重な情報だと考える。中間点を設けている国と設けていない国があるが、これは周波数が変動しやすい、または応動が遅い電源が多いなど、そうした意味で中間点が設けられているのかと想像したが、系統の特徴に関連付けて中間点ある／なしが考えられる事例があれば、ご紹介いただきたい。

- (事務局) 以前、中間点を設けている国としてベルギーを紹介した。今回はドイツ、フランスという欧州大陸ということで系統全体を見れば周波数変動は緩い地域であるが、このように中間点を設けることが決められている。中間点を設けている理由は、速い調整力になればなるほど、後ろに控えている調整力はないので、立ち上がりを速くして欲しいということを要求しているのではないかと考えられる。他方、米国のレギュレーション市場は商品要件を見れば二次に該当することがわかる。米国の PJM では、一次に該当する GF は供出を義務化しており、市場で取引はされていない。そういった意味では二次のような調整力である PJM のレギュレーション市場はどちらかというと周波数変動に対して変化した量をマイレージとして評価している。中間点等の分かりやすい評価方法ではないが、やり方は違えど指令に対して追従していることを評価している、という点では変わらないと理解している。国の事情というよりは、速い商品に対して何らかの規律を決めていると考えればよいのではないかと。
- (大山主査) PJM は、供出を義務化している GF に対しどのような規律を求めているのか。
- (事務局) PJM はどちらかというと、グリッドコード側で電源を使用とすることを要求している程度で、それをいつでも応動できる状態で ΔkW として待機しているかということそうではない。それでなぜ系統運用上、問題ないかということ、経験上、代替発電機が他に少し構えていて、それが周波数変動を吸収できているので問題はない、というアバウトな考えであった。
- (大山主査) まずは対象となる電源に期待をしつつ、試行してみようということか。

- (事務局) テキサスと西部系統を除けば、アメリカの大半が大きな交流系統で連系されているので、その中で平滑化されることが多分にある。その観点で、厳しく扱っていないのかもしれない。
- (一般送配電メンバー) 同じ GF でも追従性が良い発電機には、翌年からボーナスポイントを与えて、追従性が悪い発電機にはマイナスするなど、インセンティブを設定しているようである。PJM は全ての電源を調整できるので、様々な仕組みを導入しているものと考えている。

議題 3：複数商品のアセスメントに係る課題について

- ・加藤委員より資料 4 について、説明を行った後、議論を行った。

〔主な議論〕

- (大山主査) 資料について異論はないが、簡易指令システムはどれだけ発電しているのかを確認せずに、 ΔkW だけ指令しているという形と認識した。つまり、上げ調整力しか指令を行わないということか。
- (一般送配電メンバー) ご指摘の通りであるが、元の指令値に戻すことはできる。
- (大山主査) 元に戻すことはできるが、元々下げ余力に空きがあっても、下げ調整力の指令は行わないという方式か。
- (一般送配電メンバー) 確かに ΔkW は上げ調整力側しか確保していないのが現状である。
- (大山主査) 普通の発電機は下げ余力に空きがあれば活用するものと認識しているが、簡易指令システムでは下げ余力を使用できないということになるのか。
- (一般送配電メンバー) 「下げ調整力を確保していないので、下げ調整力の制御はしない」と言われると、やはり活用は難しいのではないか。
- (大山主査) 指令は出しても「下げ調整力の制御はしない」と言われると困るのではないか。
- (一般送配電メンバー) 上げ調整力を指令したものを元の指令値に戻すことはできても、下げ調整力側は ΔkW がどこまで下げることができるのか一般送配電事業者側で把握できていない。当然、下げ調整力を調達していないので、事業者も供出する義務がないということであり、もし下げ調整力が必要であれば、調達するしかないのではないか。ただし、調達費用の増加することは望ましくないと考えている。
- (大山主査) 発電機であれば、下げ余力を把握できるので、下げ調整力の指令は出せるが、DR は下げ調整力の指令ができないのが現状ということか。
- (一般送配電メンバー) もし、DR でも余力活用契約を締結できた場合は、余力の範囲で上げ下げの指令を行うことは可能となる。電源においても自由に下げ調整力の指令をして良いというものではなく、余力活用契約を締結しているから指令できるということである。DR もそのような契約を締結することができれば下げ余力を活用できる。活用できるようにするためには、これから検討が必要である。
- (大山主査) まだ、そのあたりの検討は進んでいないということか。DR だけであれば、当面は上げ調整力だけで対応することになるのではないか。
- (オブザーバー) 簡易指令システムは、発電機にも接続できるのではないか。その場合においても、現在の整理ではゼロからプラスの上げ調整力幅の指令となるのか。

- (一般送配電メンバー) やはり余力活用契約を締結しているかどうかである。そういう意味では、もし試験がうまく結果が出れば、小規模の電源は余力活用ができると考えている。その場合には、余力活用契約を締結した場合と、そうでない場合を整理しなければならないと考える。
- (大山主査) いずれにしても、どれだけ下げ余力があるかを把握する必要があるということか。
- (一般送配電メンバー) 下げ余力を把握するためには、やはり余力活用契約を締結しないと情報を提供いただけないと考えている。
- (事務局) 上げ幅、下げ幅の情報等を提供していただくことが前提となるのではないか。つまり、蓄電池のようなリソースで充電をする側もそのように整理する必要があるのではないか。
- (一般送配電メンバー) その点については整理が必要と考える。
- (一般送配電メンバー) 一度上げ調整力の指令を出したものを、後から下げる場合の指令方法については整理が必要であると考えている。簡易指令システムの場合は、指令値の終了時刻をどのように伝達するか次第である。確実に応動してもらうことを考えれば、上げ調整力の時間は何時から何時までといった指令を出しておき、その出力を下げる際には次にもう一度指令を出すという方法も考えられる。3時間ブロックの中でどのように指令を出すか、三次①は15分前に指令を出すことを踏まえて、整理が必要であるとする。
- (大山主査) 簡易指令システムの三次①において、指令のスタートから下げ調整力の指令を出すこともあり得るのではないか。
- (一般送配電メンバー) やはり、その場合には余力活用契約を締結しておく必要があると考える。
- (オブザーバー) 下げ調整力について、需給調整市場検討小委員会にて下げ指令は実施しないと整理された認識しているが、それと余力活用契約はどういう整理になっているのか。
- (一般送配電メンバー) 余力活用契約は余力の範囲では調整に従うものである。下げ調整力については事前に単価を決めておき、kWhで精算することになる。
- (オブザーバー) ΔkW として下げ調整力を調達することはしないが、kWh単価で下げ調整力の指令に応じる電源Ⅱと同じという理解でよいか。
- (大山主査) 現在電源Ⅱと同様の扱いとしている余力活用契約で、下げ代は充足するという見込みの下、こうした整理をしているため、もし下げ調整力が不足するという事態になれば、下げ調整力も調達しなければいけない。
- (一般送配電メンバー) 下げ調整力は、電源Ⅱがある現状であれば不要であり、その電源Ⅱ契約が今後余力活用契約に移行すれば、引き続き不要となるのではないかと、という考えで現状では上げ調整力しか調達しないと整理されている。
- (オブザーバー) 電源Ⅱの将来的な呼び方が余力活用契約ということか。
- (事務局) 余力活用契約は電源Ⅱとは異なる点がある。電源Ⅱは並列指令ができるため、GC以降、小売電気事業者が使用していない余力を一般送配電事業者が自由に活用できるだけでなく、並列台数を増やしていくことや、解列をさせてその余力を増減させることができる。並列台数を次々と増やすということは、 ΔkW を自ら作る行為であり、まさにこの一般送配電事業者が自らの指令により ΔkW を作るができるかできないかという点が、電源Ⅱと余力活用契約との大きな違いである。それを今後は、市場を通じて ΔkW を買うという行為をもって、並列台数を増やして調整幅を各発電機に確保しておく、というやり方に移行

することになる。運用する段階としてはほぼ同等と考えてよいが、TSOが ΔkW を自ら確保できるという電源Ⅱと、それができない余力活用契約という点が大きな違いである。

- (事務局) 考え方についてであるが、三次②は45分前に、30分コマ単位で指令するということに対して、その ΔkW に対して三次①で指令することは少し厳しいのではないかと、という見方もある。その一方、よくよく考えてみると中給の機能はLFCとEDCという2種類の信号周期しかないため、本当はGFを含め3つの商品区分で良かったものの、応動の遅い商品に強いニーズがあるため、三次②の商品を少し無理して作ったという経緯がある。そのため、中給からの信号はLFCとEDCの2種類しかない中、どのように信号が出せるか、ということを見ると、どうしても同じ信号線を使わざるを得ないため、EDCの信号周期に二次②、三次①、三次②は合わせてもらわざるを得ない。三次②のみに応動する電源については、三次②に合わせて信号を作るよう対応するということである。
- (一般送配電メンバー) そういう経緯から考えると、供出可能量のうち一部でも三次①を供出できるということは、おそらくそのリソースは三次①の応動ができる性能があるものと考えている。三次②の応動しかできないリソースには、三次②だけの信号を送るという仕組みを構築するものとして進めさせていただきたい。
 - (辻主査代理) 二次②については資料に記載はないが同様の考え方になるのか。
 - (一般送配電メンバー) 二次②についても同様の考え方になる。簡易指令システムは先ほど申し上げた通り、二次②まで対応可能であるのかということが論点となる。中央給電指令所から出される信号はそれぞれ1つずつしかないため、二次②で調達すれば二次②の指令を出すことになる。
 - (事務局) 23ページの商品要件表で、二次②と三次①の指令間隔を見ていただくと1~数分で同じ間隔になっており、この間隔は会社によって異なっている。つまりEDCの制御指令というのは同じ間隔で出ているもので、出す信号の対象、商品の要件が違うものに対して同じ信号を出している。今回三次①の指令間隔と記載しているが、それは二次②の指令間隔でもある。要はEDCの指令間隔で出しているということであり、更に指令間隔が短くなるというものではないと認識している。
 - (一般送配電メンバー) ご指摘の通りであり、二次②と三次①には指令間隔に大差はない。5分か15分かというところで、5分の応動量を出すか、15分の応動量を出すかということ。
 - (事務局) 5分先を予測して動くか、15分先を予測して動くかという違いであるが、それを5分刻みで指令値を見せているというイメージである。
 - (一般送配電メンバー) 一方で、今回三次②という商品は事業者からのニーズが高いということで商品区分を作ったこともあり、三次①と三次②の差は大きくなる。
 - (オブザーバー) EDCで制御するには簡易指令システムの改修が必要になるのか。
 - (一般送配電メンバー) 基本的には改修は必要でないと考えており、2年間の実証で既にある程度の改修はしている。セキュリティ以外にも上り情報を受けられる、といった改修を今年と、もし来年も実証が採択されれば行う予定である。この改修を行えば、簡易指令システムは完成する予定である。

- (事務局) 三次②もできれば中給に接続されている状況であることが望ましいが、改修納期は間に合うのか。それとも何か制約があるのか。
- (一般送配電メンバー) システム改修の制約について、ERAB サイバーセキュリティガイドラインを改定していただいたため、残りの課題としては、来年の実証に採択されること、実証の中で侵入試験を実施する予定であるがその結果が良好であること、その報告を広域機関、資源エネルギー庁電力基盤整備課、電力安全課及び電力・ガス取引監視等委員会にてご了解をいただけること、であり、ポイントとしてはその3点だと考えている。
- (辻主査代理) 一つ確認であるが、三次①、②、二次②も信号を切り分けできない、信号が一緒になるというのは理解するが、4 ページのところで、精算も切り分けることが難しいという記載がある。精算の課題はたくさんあるようであるが、例えば7 ページにあるように、同じ発電機が商品ごとに違う kWh 単価となっているような状況であると、元の信号がどうであったかというところに遡ると、各信号別に切り分けて事後的に精算することはできないのか。その辺りのご見解を伺いたい。
- (一般送配電メンバー) 7 ページに記載の通り、 ΔkW の評価については成分を分解することができるが、指令信号が1つで、商品が GF、LFC、EDC のように混在した kWh となる場合、計量法上 30 分単位の kWh 値での精算が必要となるため成分を分解することは不可能である。仮に、中給システムで相当な改造を加え、指令信号の 30 分単位の kWh 値の内訳を把握できたとしても、出力実績が指令通りに応動しているかは把握できないため、どうしても混在することになると考えられる。
- (事務局) 先程、アセスメントにおいては信号ごとに成分を切り分けることができるかもしれないという話をしたが、そのアセスメントに使用する計量器は計量法の対象外でも良いのであるが、kWh 精算は特定計量器でなければならない。そうすると、kWh 精算をする場合には、 ΔkW 評価で使用した計量器でいくら細かく切り分けることができても、その値を kWh 精算に使用することができないため、その理由においても対応が難しいと考えられる。
- (一般送配電メンバー) 特殊な計量器であれば可能かもしれないが、その計量器が認証を得ないことには難しい。
- (事務局) 認証を得るだけで 10 年は必要となるのではないかと聞いている。
- (辻主査代理) いずれにしても精算のところはアセスメントやペナルティも含めて様々な課題があるが、それは追って議論するものと理解している。
- (辻主査代理) 本日の議題は以上である。一次の開始時期、三次①の方向性、三次①と三次②の同時約定について、引き続き本小委員会にてご議論いただくこととしたい。

以 上